

# 和泉市産業振興プラザ試作開発室工場型利用者の募集要領

和泉市産業振興プラザは、ものづくりに携わる事業者に対して、事業実施場所の提供及び事業者育成等の支援を行うとともに、企業間の連携を促進することにより、産業振興及び地域経済の発展を図り、もって活力あるまちづくりに資するため、設置されています。

このたび試作開発室（工場型）について次のとおり利用者募集をいたします。

## 1. 和泉市産業振興プラザ建物の概要

所在地	和泉市テクノステージ3丁目1番11（住居表示）
用途地域	工業専用地域内の特別用途地域
敷地面積	4,939.41 m <sup>2</sup>
建築面積	1,405.89 m <sup>2</sup>
延べ面積	2,608.62 m <sup>2</sup>
構造	鉄骨造アルミニウム板葺・陸屋根 2階建
竣工	平成14年3月

## 2. 募集室及び利用料等

(利用等は消費税含む)

区分	階	部屋番号	面積 (m <sup>2</sup> )	月額利用料 (円)	月額共益費 (円)
工場型	1階	RF101	99.73	164,000	41,700
工場型	1階	RF108	101.31	166,600	42,400

\* RF101には空調機（平成14年製）が設置されています。

- ・保証金・・・月額利用料（税抜き）の3ヵ月分  
RF101 447,200円  
RF108 454,300円

### ・駐車場

- 利用料・・・1台1月につき5,500円
- 保証金・・・使用料（税抜き）の2ヵ月分

## 3. 利用資格は和泉市産業振興プラザ条例第4条、第5条により市長の許可が必要です。

- (1) 和泉市の産業振興に寄与することが期待される事業を営む者。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。ただし、会社にあつては資本の額又は出資の総額の50%以上を中小企業の基準を超える企業に所有されていないこと。
- (3) 自ら営む事業所であること。
- (4) 利用料の支払能力を有する者であること。

4. 利用開始日及び利用期間

- ・利用開始日・・・令和5年6月1日 予定
- ・利用期間・・・5年以内（和泉市産業振興プラザ条例第6条によります。）

5. 利用者の費用負担（利用料、駐車場利用料を除く）

- ・各利用室の内装、設備等の費用
- ・各使用施設における電気、水道、電話の使用料
- ・廃棄物の処理に関する費用
- ・利用終了時の原状回復に要する費用

6. 募集期間

- ・令和5年5月8日（月）9時から令和5年5月15日（月）17時

7. 受付及び利用許可申請書配布場所

和泉商工会議所内和泉市産業振興プラザ

〒594-1144 和泉市テクノステージ3-1-10（和泉商工会議所1階）

TEL 0725-58-7887 FAX 0725-58-7143

\* 開館時間は月～金曜日の午前9時から午後5時です。

\* 申請書等の書類作成に当たり Word のデータも用意しておりますので必要な場合はお申し出ください。

8. 申込方法等（和泉市産業振興プラザ条例施行規則第4条によります。）

- ・ 試作開発室等利用許可申請書に必要事項を記入のうえ、受付場所へ提出して下さい。郵送（締切当日消印有効）でも受付します。
- ・ 提出に必要な書類
  - (1) 法人にあつては企業概要書、個人にあつては履歴書
  - (2) 事業計画書及び事業収支計画書（5年）
  - (3) 法人にあつては直近2年度分の事業の法人税申告書及び決算書等の写し、個人にあつては直近2年度分の確定申告書の写し
  - (4) 法人にあつては法人の登記事項全部証明、個人にあつては住民票（いずれも3ヵ月以内のもの）
  - (5) 法人にあつては直近事業年度の法人住民税納税証明書等、個人にあつては直近年度の住民税納税証明書等
  - (6) 会社案内のパンフレット（ある方のみ）
  - (7) その他、市長が必要と認める書類

9. 利用者の決定方法

書類審査、面談を行い、事業内容等を勘案して審査委員会にて事業説明をしていただき利用者の決定を行います。なお、面談日、審査委員会開催日については別途連絡します。

## 10. 結果の通知

文書にて通知します。

## 11. 利用開始日

利用許可申請書記載の日よりの利用できます。ただし、利用開始日までに保証金、利用料等必要な料金をお支払いいただきます。なお、特別の事情が生じた場合は、変更する場合があります。

## 12. その他

- (1) 利用にあたっては和泉市産業振興プラザ条例、同施行規則による市長の利用許可により利用して頂きます。
- (2) 利用にあたっては「和泉市産業振興プラザ管理規則」を遵守していただきます。
- (3) 利用室の建物と一体となる設備、機械設備の設置及び造作の附加を行う場合は、建築基準法、消防法など諸法令等を遵守して行なっていただきます。また、あらかじめ和泉市長に必要書類を提出、申請し許可を受ける必要があります。
- (4) 利用者が施工する利用施設と一体となる設備等の工事については、利用開始日以降に施工していただきます。
- (5) 利用者が施工した設備等は、利用終了時までには収去し床、壁の補修塗装等補修して原状回復していただきます。
- (6) テクノステージ和泉の団地活動の円滑な運営、適正な維持管理、会員（テクノステージ和泉進出企業）相互の交流親睦を図り、共通の利益促進に努めることを目的とする「テクノステージ和泉まちづくり協議会」に加入していただきます。